

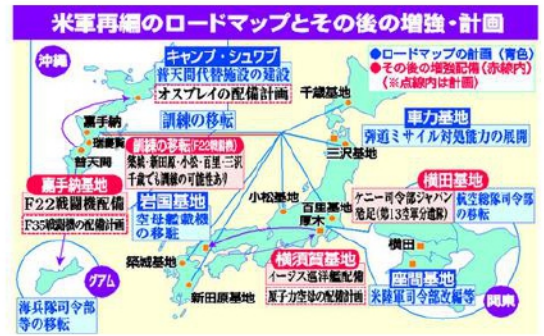
2005年10月29日 「日米同盟:未来のための変革と再編」
世界的な米軍再編の一環

日米安保条約は実質的に変更

対象が極東から世界に拡大され、国連重視から日米共通の戦略へと変更される。

①同盟国の役割強化 ②不確実性と闘うための柔軟性を高める ③地域のみならず地域を超え

た役割を持たせる④迅速に展開する能力を持たせる



⑤数ではなく能力重視

2006年7月17日 陸上自衛隊はイラクのサマワでの活動を終えて撤退。

12月22日 海外派遣を通常任務とする改正防衛庁設置法・自衛隊法が成立

防衛庁は防衛省に昇格。国際平和協力活動を主要な任務とする。

2007年11月 インド洋の海上自衛隊の給油活動撤退

2008年1月16日 新テロ特措法（補給支援特措法）

任務は補給支援のみで行動地域はインド洋に限定。しかし、国会承認が無くなった。

4月17日 名古屋高裁イラク派遣違憲判決

名古屋高裁（青山邦夫裁判長）において、「航空自衛隊がイラクで行っている武装した米兵の輸送活動は憲法9条1項に違反する」と判決

12月12日 航空自衛隊による輸送活動終了



2009年6月19日 海賊対処法成立

ソマリア沖での海賊に対処するため、2009年3月から護衛艦による護衛を開始。6月からはP3C哨戒機による空からの監視も。日本関係船舶以外も護衛

2010年1月16日 イラクから陸上自衛隊撤収

※アメリカは、「日本は戦後初めて戦争中の戦闘している米軍に対して兵站支援のオペレーションをした」と評価。

7月17日 自衛隊初の海外基地をジブチの建設

11月15日 南スーダンにおける平和維持活動への参加閣議決定

12月17日 防衛大綱閣議決定 「基盤的防衛力」から「動的防衛力」の方針に変更

防衛費縮減の撤回、陸上総隊の新設、武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権の解釈変更などを提言。2010年12月17日に安全保障会議ならびに閣議で新大綱を決定。

2011年2月21日 陸自主力部隊南スーダン派遣

1次隊の主力となる、中央即応連隊の約100人を含む約120人がC-130でジュバ空港に到着

■海外派兵を拡大する自衛隊

2013年12月17日 防衛計画の大綱閣議決定 「統合機動防衛力」を方針

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下で従来と異なるより積極的な安全保障体制の構築。高い質と量が伴う即応性と能力を整備。

「統合機動防衛力」を方針とし、陸上自衛隊の増員、南西諸島方面での展開、防衛産業の維持や国際間での共同開発、武器輸出三原則の見直し。

安全保障関連法 (2015年9月成立、2016年3月施行)

平和安全法制整備法

- ①武力攻撃事態法 (「存立危機事態」であれば「集団的自衛権」の行使が可能に)
- ②重要影響事態法 (周辺事態法を改定して行動範囲の地理的制約をなくす)
- ③自衛隊法 (存立危機事態、グレーゾーン事態への対応規定、武器使用を緩和)
- ④米軍等行動関連措置法 (米軍以外の外国軍隊も対象に)
- ⑤特定公共施設利用法 (米軍以外の外国軍隊も対象に)
- ⑥海上輸送規制法 (存立危機事態への対応)
- ⑦捕虜取り扱い法 (存立危機事態への対応)
- ⑧船舶検査活動法 (日本周辺の海域以外でも適用可能に)
- ⑨国家安全保障会議設置法 (存立危機事態などを審議の対象に)
- ⑩PKO協力法 (停戦監視などPKO以外にも業務拡大、駆け付け警護も)

国際平和支援法

(外国軍隊の「後方支援」などのため自衛隊を派遣可能に)

10の法律を一括改正

新法